

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成十六年第六回定例会

平成十六年六月四日  
新宿区役所六階第四委員会室

# 新宿区教育委員会

《平成十六年第六回定例会》

日時 平成十六年六月四日（金）  
場所 新宿区役所六階第四委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長  
委員  
教育長

木内 島 富士雄  
櫻 藤 頼 誼  
山 井 美 紀 子  
崎 輝 雄

説明のため出席した者

次長  
中央図書館長  
教育政策課長  
学校教育指導課長  
教育環境整備課長  
生涯学習振興課長  
生涯学習財団担当課長

今野 隆  
鹿島 一 雄  
吉田 悦 朗  
木下川 幸 二  
濱田 純 一  
木村 憲 子  
赤羽 孝 次  
小野寺

書記

教育政策課管理係長  
教育政策課管理係主査

久澄 聰 志  
田 中 義 一

## 《 議 事 日 程 》

### 議 案

- 日程第 一 議案第四十四号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について  
議案第四十五号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

### 報 告

- 一 第四次実施計画・第二次行財政改革計画の策定について（教育政策課長）
- 二 平成十五年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（教育政策課長）
- 三 教科書採択にかかわる請願等の扱いについて（教育指導課長）
- 四 「国旗・国歌」に関する不適切な指導をした教職員の対応について（教育指導課長）
- 五 新宿区心身障害学級（情緒・通級学級）に関する検討委員会報告について（学校運営課長）
- 六 平成十六年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について（学校運営課長）
- 七 インターネット予約の開始について（中央図書館長）
- 八 その他

木島委員長

ただいまから、平成十六年新宿区教育委員会第六回定例会を開会します。  
本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。  
本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いします。

議 案

議案第四十四号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護  
審査会への諮問について

議案第四十五号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報  
公開・個人情報保護審査会への諮問について

木島委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一、議案第四十四号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を議題といたします。

教育長

「日程第一 議案第四十四号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」及び「日程第二、議案第四十五号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」は、争訟にかかる事務に関する案件であり、教育委員会の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるので、非公開による審議をお願いしたいと思います。また、「報告一 第四次実施計画・第二次行財政改革計画の策定について」は予算と密接に関係があり、意思形成の過程にある案件の報告であり、同様に非公開による報告をお願いしたいと思います。

木島委員長

ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「議案第四十四号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」及び「議案第四十五号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を非公開により審議すること、並びに「報告一 第四次実施計画・第二次行財政改革計画の策定について」を非公開により報告を受けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

木島委員長

それでは、「議案第四十四号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」、「議案第四十五号 自己情報の開示請

求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」及び「報告一 第四次実施計画・第二次行財政改革計画の策定について」は非公開により審議、報告を受けることにいたします。

報告事項

- 報告二 平成十五年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について  
報告三 教科書採択にかかわる請願等の扱いについて  
報告四 「国旗・国歌」に関する不適切な指導をした教職員の対応について  
報告五 新宿区心身障害学級（情緒・通級学級）に関する検討委員会報告について  
報告六 平成十六年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について  
報告七 インターネット予約の開始について

木島委員長

それでは、引き続き事務局からの報告を受けます。  
報告二から報告七について、一括して説明を受け、質疑を行います。  
事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「報告二 平成十五年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」御報告申し上げます。報告二の資料により御報告します。  
これは、新宿区情報公開条例及び個人情報保護条例につきまして、制度の運用状況を六月末までに年一回公表するというものによるものでございます。

まず情報公開制度でございます。

一、情報公開制度の請求・申出状況でございますが、請求権者からの公開請求、これは区民または利害関係者からの公開請求でございます。これは三件ございました。区内在住者から三件ございまして、真ん中の辺で公開の可否決定件数が部分公開が二、不存在が一でございます。

それから次の段でございますが、請求権者以外の者からの公開の申出があります。これにつきまして任意公開するというような項目ございまして、件数が七十七件ございまして、可否決定件数はそれぞれ全部不存在ということで七十七件という形になってございます。

この内容でございますが、二の方をごらんいただきますと、一つが区立図書館のあり方についての図書館運営協議会委員の意見について請求されたものでございます。これは非公開部分が委員の氏名については個人情報ということで非公開になったというものでございます。

それから二段目でございますが、戸塚・大久保地区の小・中学校の適正配置、統廃合を議論する過程で新宿区教育委員会が作成または取得した文書、ここに、というふうなことがございます。これにつきましても、住所、電話番号が非公開というふうに書いておりますが、これはPTA会長等の住所、電話番号が非公開にされたものでございます。これはPTA会でございますので、任意団体でございますが、代表につきましてもそれぞれ公開されておりますので公開して、それに伴う住所、電話番号につきましても個人情報ということで非公開にしたというふうなものでございます。

次に三番目でございます。情報公開制度の非公開の状況でございます。

一つが超過勤務等命令簿（一カ月あたり五十万円以上の超過勤務手当を取得したもの）平成十二年度から十四年度のもものが請求されたものでございます。これはそれぞれ担当課が教育委員会事務局の全部の課、学校、幼稚園がございまして、それをまとめますと七十七件あると。これは各課また学校ごとに取り扱うということでございまして、七十七件ということでございます。この非公開理由につきましてもは不存在、つまり一カ月に五十万円以上の時間外勤務手当を取得した者がなく、公開対象文書が存在していないというものでございます。

二番目が新宿区スポーツセンタープールの目隠しシールを張ったことに関連して新宿区教育委員会／新宿区生涯学習財団で作成または取得した文書というものでございます。これは教育委員会で作成した文書というふう限定して、生涯学習振興課の方が担当いたしました。これについても教育委員会においては取得及び作成は行っていないということで不存在というもので非公開にしたものでございます。

一枚おめくりいただきたいと思っております。

次に、個人情報保護制度でございます。これは業務の登録、個人情報を取り扱う業務の登録、目的外利用、外部提供等でございます。今年度、十五年度の末の状況でございますが、個人情報業務登録したものが百九件ございます。目的外利用が十三件、外部提供が三十九件、電子計算組織の結合はゼロ件ということで、今回個人情報業務の登録が一件追加されております。これは二番の方の下段でございますが、個人情報業務登録届出ということで、これは中央図書館で登録してあるものでございまして、昨年度作成いたしました新宿区子ども読書活動推進計画がございまして、その素案に關しましてパブリック・コメント制度により区民の意見を取り入れたということでございます。そういったところで意見を出した人の個人情報を取り扱う、意見を出した人の個人情報、氏名等を取り扱うということで個人情報業務登録を届け出たものでございます。

教育指導課長

三番目が自己情報の開示、訂正、削除及び利用中止の請求状況でございますが、これは自己情報の開示請求が一件ございまして、請求に一部応じたというものでございます。これは四番のところにその内容がございまして、在籍していたときの指導要録とありますが、これは本人の小学校在籍時の指導要録等でございます。一部を開示したというものでございます。それから、指導に関する記録につきましては五年保存ということになっておりますので、廃棄済みのため開示できない。それから学籍の記録につきましては開示したというものでございます。これは二十年保存ということで保存されておりましたので、開示したというものでございます。

五番は、電子計算組織による個人情報の事務処理状況でございます。ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

報告三の資料に基づいて、平成十七年度使用小学校教科用図書採択にかかわる請願等の扱いについて御報告をさせていただきます。

平成十七年度使用小学校教科用図書採択にかかわり区民等から多くの請願が提出されることが予想されます。そこで、これらの請願に対して教育委員会として、文部科学省「平成十七年度使用教科書の採択について（通知）」等に基づきまして進めて、下記のとおり取り扱ってまいります。これについては、これまでも当委員会での流れについてご説明を申し上げておりましたところですが、特に採択について不当な圧力や支配等が行われないうような公正を確保するというところで、次のとおり定め実施していきたいということでからまです。採択期間中は静謐な採択環境を確保する。調査研究期間中はいかなる請願に対しても、その希望等には一切回答しない等。円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じないよう、違法な働きがあった場合には警察等の関係機関との連携を図っていく、毅然とした対応をとっていく。の状況が生じた場合は、東京都教育庁指導部と速やかに報告をする。請願回答は採択結果をもってこれにかえるということでございます。

よろしく願いいたします。

次に、「国旗・国歌」に関する不適切な指導を行う教職員の対応についてであります。

新宿区教育委員会は入学式、卒業式等における「国旗・国歌」に関する指導について、平成十六年二月六日の教育委員会において基本的な考え方を示してまいりました。そこでは、学習指導要領に基づく指導が適正に行われることが記されております。

しかしながら、平成十六年三月十九日に実施された中学校の卒業式において、国歌斉唱

の際、不起立の教員がいたため、今後の学習指導要領に反した指導をした際の対応について下記の考え方を基本とするようまとめました。

項目は一のサービスの監督でございます。新宿区教育委員会は教職員のサービスを監督する立場にあります。もし「国旗・国歌」に関して不適切な状況があった場合、速やかに教育委員会に報告が上げられた場合、報告を受けた教委としては該当教員から事情を聴取し、事実関係を明らかにし、適正な指導が行われるよう指導・助言をしてまいります。

二の処分ではありますが、県費負担教職員の処分については、東京都教育委員会が行うこととなりますが、新宿区教育委員会としては、校長の意見具申があったときには校長の意見を付して内申を都教委に上げます。

三番目、職務命令でございますが、校長が入学式、卒業式における県費負担教職員へサービスの厳正を図るために職務命令を発することができるよう指導してまいります。その際、県費負担教職員が職務命令の内容理解を十分に自覚をもってとれるよう、職務命令の発し方等、具体的に指導してまいります。

以上でございます。

それでは、私は報告の五、六を続けて説明をさせていただきます。

まずは報告の五でございます。新宿区心身障害学級（情緒・通級学級）に関する検討委員会の報告の内容でございます。これにつきましては、一ページのところを見ていただきますと、十五、十六年度、これは第三次の実施計画期間でございますが、情緒・通級学級の新・増設ということで、小学校への増設、中学校への新設が調査検討課題として計画事業になってございました。それで十五年度を初年度ということで一年間かけまして、これにつきましては八ページ、九ページでございますが、八ページのような委員で、これは全部では十一、途中でかわっておられる方もいますので、委員全体では十一名、それで資料二のとおり六回にわたりまして検討した結果の報告内容になってございます。

大きな章立てといたしましては、小学校と中学校に分けまして、現在の状況、現状と課題という形で整理をさせていただき、それについては、その増設・新設について必要性があるかどうか、すぐつくる必要性があるかどうかという緊急性、このあたりを中心に整理をさせていただいているものでございます。

二ページのところにつきましては、情緒・通級学級のはじまり、歴史的なこと、それから東京都全体の状況ということで記載をさせていただいております。ここはごらんのとおりでございます。

三ページ以降でございますが、小学校の現状につきましては、新宿区は戸塚第二小学校

学校運営課長

で現在三学級の設置という状況になってございまして、他にはないというところから、また児童の方がかなり情緒で悩んでおられる方、情緒不安で悩んでいる方が多くなってきました。ということから、かなり定員枠いっぱい状況になっているということがございます。また、現在入っておられる方の中でも実際に十三名、ちょっと真ん中あたりでございしますが、十三名は一人で通学なさっておられる。その他については保護者やその保護者にかかわる方が送迎するというところで、送迎されるような場合には一定の形式的な負担等、負担が生じているような状態もございます。

また、地域的なところを言いますと、十六小学校区域から通級ということで、戸塚地域、それからその次に多いのは四谷・天神地域の小学校区ということで十名の方が通級という形になってございます。

十八ページを見ていただきますと、資料の九でございすけれども、大きく戸塚第二小学校地区と四谷・天神地区ということで、大きくこのあたりのところから来ていらっしゃるという状況が見えるところでございます。それから、小学校につきましては、特に低学年を中心でございすけれども、在籍児童の中で障害の状況も非常に多様化してきているということから、非常にその数につきましても多くなっている状況でございます。

四ページのところでございすが、これは全国の調査の中では全体で五・九％という割合でございすけれども、区内では小学校の在籍児童については約七％、東京都全体では四・四、全国では六・三というふうな状態になってございます。小学校につきましては、区が派遣しております心理士がございまして、小学校三十校中二十二校に対して三人の配置ということで、該当校については三週間に一度というふうな程度での相談・派遣内容になってございます。

小学校の課題でございすが、かなり小学生のところについての対象者がふえてきているというところから、その指導体制を確保していくこと、また、戸塚第二小学校だけということで、そこに対する物理的な限界もあるということでの改善をしないといけないこと、また通級するための児童や保護者の負担を軽減すること、それから保護的な教育的なニーズにどう対応するかということ、それから相談・指導体制を充実する、このあたりが小学校の課題ということになってございます。

五ページの中学校の現状でございすが、小学校の情緒学級から卒業なされた方が過去、平成四年から十一年間二十四名おられますが、その進路先としては通常学級として十三名、身障学級が九名、知的養護学級が二名というふうな実態になってございます。現在、新宿の場合には中学校に情緒・通級学級がないということから、そのお子さんに対する対応に

つきましては出身の小学校ないしは情緒学級に在籍したときの先生方の指導の状況等をいろいろと情報を聞きながら学級運営に当たる、指導に当たるといふような実態があるわけでございます。

中学校につきましては、平成十五年度から全中学校で週一回、東京都からスクールカウンセラーが派遣されている実態がございます。同じく、全国の規模に対する内容はその小学校のところと同じでございますが、区内の中学校の在籍生徒数は小学校と比べまして若干減ってございまして約三%といった実態になってございます。特に中学校での特色はその下でございますけれども、小学校の場合と違いまして、発達段階との過程の中で表面的には解消しているような状況もあったり不登校があるということで実態が把握できていないというふうなケースも見られるところでございます。また、小学校と違いまして中学校は教科担任制という形でもございますので、ずっとその生徒の方の状況ということ踏まえるということとはなかなか難しい実態もございまして、なかなかその点についての対象者の数についての把握というところも若干問題があるのかなというふうなところが現状でございます。

中学校の課題につきましては、いろいろと小学校と同様に多様な障害の方がおられますので、その方たちに対しての情緒・通級学級の設置を具体的に今後どうしていくか、検討するということが課題になってございます。

最後の「おわりに」の部分でございますが、そういった現状・課題を通じまして、特に小学校につきましては、その必要性、緊急性というのかなり高いということから、これにつきましては十七年度の実施に向けた具体的な検討が急務であるというふうなうたってございます。

中学校の新設につきましては、まだ先ほど申しましたように施設面や入級基準や本人の意向等調整にまだ時間がかかったり実態把握に時間がかかりますので、この点については第二年度目でさらに具体的に検討してまいりたいというふうな考えているところでございます。

次の報告の六でございます。報告の六につきましては、五月一日現在、これは確定前としての確定数字でございますが、前回のときには間に合いませんでしたので、今回報告させていただいてございます。

まず小学校の方でございますが、全体ではちょうど真ん中でございますが七千九百三十四名ということで、昨年と比べますと百一名の減になってございます。また小学校一年のところを見ていただきますと、この年度から学校選択制が実施されてございますが、全体

では千二百六十名ということで、昨年度と同時期比べまして九十六名の減ということでございます。学級数の方でございますが、学級数全体では二百七十八学級、昨年度と比べまして一学級の増でございます。小学校一年のところにつきましては四十五学級、昨年度と比べまして三学級の減といった実態になってございます。

また、中学校のところでございますが、中学校生徒数につきましては、全体で三千四十九名ということで、昨年度と比べまして百二十九名の減、一年生のところを見ていただきますと九百七十二名ということで五十九名の減というふうになってございます。あわせまして、学級数の方も全体で九十五学級、七学級の減でございます。一年のところについては三十学級でこれは五学級の減といった実態になってございます。

それから、心身障害学級のところでございますが、小学校の方につきましては、全体で二十一学級、二学級の増ということで、トータルでいきますと八十名、六名の増というふうになってございます。

中学校の方につきますと学級数が七学級ということで一学級の減、全体では二十六人ということで五名の減というふうになってございます。一番下でございますが、日本語学級についても対象者がふえてきてございまして二学級、一学級の増ということで、全体では三十六名、十八名の増というふうな実態でございます。

ちょうど真ん中あたりでございますが、この年度におきましては四谷第六小学校と淀橋第四小学校のところで、小学校六年生のところでございますが、学級維持制度ということでの適用が二件ございました。

以上でございます。

それでは、報告の七番でございますが、インターネット予約の開始についてということでございます。お手元の資料にございます図書館資料のインターネット予約サービスについてということでございます。

現在、図書館のインターネットサービスにつきましては、図書館資料の検索ができる状態になっておりますが、インターネットによる予約が課題となっていたところでございます。このたび来る六月二十二日から予約サービスの開始をするものでございます。図書館の利用カードとインターネットのできるパソコンまたはいわゆる携帯電話でございますけれども、があればどなたでもインターネットによる予約サービスができるという制度をサービスを開始をいたします。

一つはウェブ予約、いわゆるインターネットによる予約ですが、パソコンから区立図書館のホームページへアクセスをしまして、図書館資料の検索・予約ができる。それからモ

図書館長

バイル、いわゆる移動体通信というわけですが、いわゆる携帯電話、携帯の端末から上記のサービスを行う。それからOPACと通称っておりますけれども、各図書館の館内に利用者の開放端末が設置してございます。この図書館内の開放端末を使った予約サービスもできるということでございます。

それから、予約の流れでございますが、裏側の方に御案内のちらしをつけてございますけれども、絵のところからでございますけれども、最初に利用者カードでございます。これは、登録いたしますとこういうカードがもらえるわけですが、このカードとインターネットができるパソコンまたは携帯電話があればということでございます。利用者カードがなければ、持っていない方については、利用者カードを発行していただくということが必要になってまいります。

それから、インターネットの予約を利用するにはパスワードの取得が必要でございますので、ホームページあるいはモバイル版のインターネットサービスの新規の申請画面で表示される手続き、手順が表示されますので、それに沿って登録手続きを行うということになります。その場でパスワードが取得できるということでございます。予約ができるものは、本や雑誌、CD、ビデオなどということございまして、雑誌・本等は十点まで、CDは三点、ビデオは二点ということございまして、これは現行と同様でございます。

予約でございますが、まず自分が探している本や雑誌、CD、ビデオなどがあるかどうかということで、検索画面で検索をするわけですが、見つかったら予約ボタンをクリックしまして、先ほどの利用者番号、これはカードにあるわけですが、パスワードを入力しまして、受け取りを希望する図書館を選んでもらうというものでございます。

予約した本、雑誌、CD、ビデオなどが用意できましたら、御本人のメールのアドレスまたは電話番号に御連絡を差し上げるというものでございます。電話番号ということになります。パソコン等をお持ちでなくて館内で、もちろん館内で窓口で予約もできるわけですが、館内のOPACを利用して予約をされたという方につきましては電話で御連絡をするというものでございます。連絡を受けた日から七日以内に受け取りに来ていただくということでございます。

また、表のページの方に戻っていただきまして、このインターネット予約サービスのメリットでございますけれども、一つは図書館がより身近になるということでございます。直接行かなくてもいいということが一つと、それからいつでも検索・予約ができるということ、それから受け取り館の指定をすることで身近なところでということでございます。

次には、いつでもどこでもできるということですが、貸し出し記録が印刷されたレシート、これは現在、本を資料等をお借りになった際に窓口でレシートを発行しております。何月何日に何というタイトルの本をお借りになって返却期限はいつですというふうなレシートを発行しているわけですが、こういったものを紛失をいたした場合にもパソコン等から記録の確認ができる。また、予約した資料名を忘れても、自分がこういったものを予約をしているのかということを確認もできるというようなメリットがございます。

以上でございます。

木島委員長

それでは、説明が終わりました。

櫻井委員

報告二について、御質疑のある方はどうぞ。

指導に関する記録は五年保存で学籍は二十年保存とおっしゃいましたけれども、これはどこの学校でもそうですか。

教育指導課長

公立小・中学校においては指導要録の取り扱いが規定されておりまして、すべてがそのようになっています。

櫻井委員

それから、余計なことですが、不存在ということとは、ないということを実証するのは非常に難しいと思うんですけれども、これは不存在であるということは一応納得なさるわけですよね。

教育政策課長

確かに不存在というのは証明しろと言われても何ともですので、今回の場合の例えば情報公開制度の方の七十七件につきましては、これは確実に記録、時間外勤務手当でございますので、それなりのほかにも記録がございますから、要するにこの場合は五十時間未満のものについてはきちんと記録がございますので、多分不存在ということでは納得される。それで、ここで実は区全体にこの請求が、公開の申出がございまして、多分ちょっと数字は詳しくはわからないんですけれども、区全体で百三十六件、百三十六部署があったということなんですけれども、その中で選挙管理委員会が一応ゼロ件ということで、多分選挙管理委員会は五十時間以上、月五十時間以上があったのかなというふうに、ちょっとこれは推測で申しわけないんですけれども、というふうに考えております。

木島委員長

よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に報告三について御質疑のある方はどうぞ。

いかがでしょうか。

まあこれは教科書選択において公正を確保するためということですから、これでよろしいでしょうか。

内藤委員

御質問がなければ、次に報告四について御質疑のある方はどうぞ。

これは、ちょっと三月十五日に実施された中学校の卒業式で不起立の教員がいたということと、しかしこれ、この報告自体の趣旨は今後の学習指導要領に反した指導をした際の対応について、報告自体の趣旨はこれから先のことですよね。つまり不起立をした教員がいたので、今後学習指導要領に反した指導をするかもしれないから、その際の対応をというのがこの記の部分になると了解していいわけですか。

教育指導課長

本区にありましては、一名戒告処分を四月六日に出しておりますが、それは四月一日より本区に異動してきた者が在籍していた学校によって処分を出すという規定がございます。今申し上げましたように、十六年の四月一日に本区にまいりましたが、その前の月、すなわち十五年度の三月に不起立があって、その内申が都に回って在籍である新宿区で処分を言い渡した件が一件ございます。四月六日でございます。

なお、これらと同様に校長が職務命令であるというふうに認識して出したにもかかわらず、それを受け手の教員の方が十分にそれを理解していない、あるいは校長の職務命令の発し方が不明確であったというようなことが全都的にありましたので、そのことを踏まえてこのような対応についての方針を改めてまとめたところでございます。

内藤委員

非常に基礎的なことで恐縮なんですけど、県費負担教職員という言葉が出てきますね。二十三区の場合は東京都でしょうけれども。この区分、つまりみんな県費負担しか書かれていないかと思っております。

教育指導課長

県費負担教職員とは、いわゆる公立学校にありましては校長、教頭、教諭の職にある者、それから県費負担職員として定めている事務職員、それから栄養士、いわゆる区費職員として用務主事とか給食を賄う調理主事とかはいわゆる県費負担職員じゃなくて区費の職員となります。そのほかに非常勤等がございますけれども、通常は区費ですが、ただしいわゆる非常勤の時間講師として教科指導で端数時間というものが生じます。一人の教員が持てる時間が最大限時間数がある程度定められておりますので、それ以上は教員が持てない端数の部分を時間講師が授業を行っていきますけれども、それも県費負担職員として都費で給与、交通費等が賄われます。

以上です。

内藤委員

だから、通常イメージする学校の職員、先生ですね、先生方というものはいわゆる県費負担職員になると。

教育指導課長

はい、さようです。

木島委員長

まことに申しわけないんですが基本的なこと。これは「国旗・国歌」が掲揚されたり

教育指導課長

歌われたりするとき、だれが立たなかったというのはどなたが、つまり都の教育委員会なり何なりから派遣された人がチェックしていたんでしょうか。

都立高校にあっては都から派遣された人間がそのようなこともあったというふうに聞いておりますが、いわゆる区市町村の公立小・中学校では、基本的には管理職がその確認をするようになっております。しかし、そんなにだれが立ったとか立たないとか、そんなぎすぎすしためくじら立てた、そうした雰囲気の中で私は行われているとは思っておりませんし、また、そういう人があらかじめいるとなれば、それはそれ以前に管理職である校長が間違いなく自分の確認できるところできちっと位置を指定して指導監督に当たるようにすることが本来であるというふうに受けとめていただければよろしいかと思えます。

内藤委員

今の御意見は全く同感でね、私も小学校一校、中学校一校の卒業式に行っただんですが、極めて整然と行われていて、中学校の卒業式なんかほとんどもらい泣きするような感動的な非常にいい卒業式でした。大体国歌斉唱は国旗に向かって行うものであって、ほかの人が立っているかどうかなどを見ているというのは、それ自体非常に遺憾に思います。だからいいんじゃないですか、整然と卒業式が行われていることはまことに結構だと思います。

木島委員長

今の意見に私も全く同感でございます。

ほかに御質問。

御質問がなければ、次に報告五について御質疑のある方はどうぞ。

櫻井委員

戸塚第二小学校に三学級ということですが、これは集中してしまった理由は何なんでしょう。

学校運営課長

わざと集中させたわけじゃないのでございますが、こちらにつくった後、周辺の学校からもいろいろとそういった方に対してのご要望があって受け入れる中で、この学校の施設としての規模として受けていったという経緯の中で現在三学級になっているということでございます。

櫻井委員

ということは、ほかの小学校とかあったのに自然消滅したというか、そういうこともあるわけですか。

学校運営課長

新宿区では、先ほど二ページのところにございますように、昭和四十八年に淀橋第二小学校でスタートしたということで、そのその後、統廃合との関係でこの最後の二行のところでございますが淀橋第二小学校と第一小学校のところに関して現在は今戸塚第二小学校に行っているということでございますが、当然に各小学校にそういった障害をお持ちの方がおられますので、通級ということですので、基本はその本籍の在籍校から通うという形で必要な教育を受けるという形のものでございます。

木島委員長

これに関連してですけれども、非常に教室をつくるということも、もちろん運営することも大変だろうということはわかりますが、この学級に行った方がいいんだよということを保護者に説得するというのもこれは大変なことだろうと思うんですが、その点いかがでしょうか。

学校運営課長

委員長おっしゃられたとおりで、実際に自分のお子様がそのような状況の障害を持っておられるということを保護者の方自体がご認識するのはなかなか難しい問題もございます。ただ、保護者の方もやはり自分のお子様について若干何かほかの方とは違っているなというところで、例えば病院に通われたりして、その意識を変えるということもございます。そんな中で、私ども就学指導の委員会という組織を持ってございますので、保護者の方のそういった申請を受ける中で、実際にその方の状況、いろんな形で、何と申しましょうか、面接もさせていただき、一番長いときでいいますと一年近くかけて、その方の状況を判断し最終的には委員長おっしゃられたようにご説得をして、一番いい、そのお子さんに合った学校・学級を決めていくという形で、大変な担当者によると苦労もあるということでございます。

櫻井委員

通級ということは毎日行くわけではないのでしょうから、ふだんはその所属の小学校に行っているわけで、小学校、中学校。その中での違和感というか、本人の、それから周りの接する態度とか、そういうものは大丈夫なんですか。

教育指導課長

いわゆる障害のあるお子様たちを受け入れているところは固定学級と通級学級がございまして、今のお話の通級学級は大体一日八時間の二日ないし三日ぐらいを通級させて、ですから、したがって在籍校は別にあるわけですね。通級に来られる必要のあるお子様、いわゆるLDとかADHDとかアスペルガー症候群とか、情緒的な障害、情緒障害、あるいは情緒的な混乱のある、例えば不登校になってしまっているが、退学での不登校ではなくて何らかの形で対面恐怖であるとかそうした情緒的な混乱によって生じている、そうしたお子さんたちが通常学級の中で集団になかなか不応を生じていますので、むしろ通級学級に通うことによって、個々のきめの細かい指導を受けることによって、平静さを取り戻して、そのことでまた通常学級に戻って元気を回復して通常に戻っていくという、そういう形になっています。ですから、通常学級では学力指導というよりは行動改善を主眼にした指導が行われますので、そうした通常学級での経験とか自信が普通学級に生かされていくということでもありますので、概ね通級学級での指導は効果を上げているというふうな受けとめていただくとよろしいかと思っております。

木島委員長

それで、この学級の児童数というのがやはり小学校一年、二年のときは少ないですね。

学校運営課長

ということは、その一年、二年ぐらいのときにはまだADHDですとかLDという感覚、それが保護者の間にまだ浸透していないんじゃないだろうか。ですから、これは小学校だけではなくて、やっぱり幼稚園の時代からやっぱりこういうところを少し幼稚園の教職員にやはりもう少し細かい目で見てもらおうようにすると早く見つければ早くよくなるわけですから、そこら辺のところの改善というんですか、それをお願いしたいと思いたしますが。

委員長おっしゃられたように、現在区立の幼稚園におきましても一定の障害をお持ちの方、特に知的障害の方も現在受け入れている状況がございます。確かに委員長おっしゃられるように早くそういった環境にまず生活集団ですね、集団生活の中に入ることによって自分のお子さんが本当にそういった環境の中でしっかりやっていたらどうか、それも早く見極めるといことはやはり現在幼稚園教育の中でもそういった意識も高くなってきてございますので、これは保護者の方の入園希望にあわせて私どもも動いてございますが、おっしゃるとおり特にこういった情緒に関しての障害をお持ちの方につきましては、特に小学校の低学年生に非常に多いということも言われてございますが、実際にはこの通級されている方の分布状況を見てございますと、それほど極端に低学年層に固まっているような状況でもないところもございまして、そういったところの早め早めの対応というものは必ず必要なのかなというふうに思っております。

櫻井委員

ただ、その場合、これは委員長に伺った方がいいのかもわかりませんが、年齢が幼くなればなるほど単なる幼児期の行動なのか、あるいはこういうものに発展する可能性があるのかというそういう見極めというのはつくものですか。

木島委員長

つきますね。少なくとも五歳過ぎるとわかるんですね。ですから、これは全然別個の話なんですけれど、私なんかは幼稚園の検診のときに特にそれをよく見るように努めましたけれども。というのは、そのときに早く見つかったら、小学校に入る前に直る可能性があるわけですね、ADHDなんかは。

櫻井委員

それは主にADHDで、あと学習障害とか。

木島委員長

LDとかも同じでしょうね。

櫻井委員

同じですか。

木島委員長

そういう意味で、私はほんとにこれには力を入れていただきたいと思います。期待しております。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ次に報告六について御質疑のある方はどうぞ。

櫻井委員

じゃ一つだけ。毎回伺うことなんですけど、この人数が減ったということは、単に子供

学校運営課長

の数が減ったということか、あるいはほかへ行ったということ、今回はどっちが多いのでしょうか。

昨年と比べて、先ほど説明させていただきましたように、若干減ってございますけれども、全体の各学年年齢児との関係でどうかと言われますとそこまで細かくはちょっと分析してないのでございますが、全体の少子化の傾向の中で、区立小学校、中学校に行かれる方の数がどうかといったところだと思いますが、若干低下傾向がございまして、学校選択制の一年目ということもありますので、大きくその私立の、これは特に中学校の方でございましてけれども、東戸山中学校を見ていただくと若干減っているところがほかの学校との差異がございましてけれども、トータルでいったときにこの九百七十二という数字が小学校の六年の方、前年の六年の方がその翌年に区立の中学校に入るその率というものをいろいろと計算してみたんですが、大体七二～七三%ぐらいでございまして。今回の場合には、東戸山中学校が減ってございまして若干落ちてございまして、現在でも七二%台は区立の小学校から中学校に上がっているという実態がございまして、大きく区立が、これは中学校の場合でございまして、私立に水をあけられているというか、競争に負けているというような実態はないところでございまして。

木島委員長

特にほかに。

櫻井委員

ほかに御質問がなければ、次に報告七について御質問のある方はどうぞ。

図書館長

これは、例えばCDならCDを予約しますね。そのCDの具体的な内容とか説明とか、詳細なものは検索できるわけですか。

木島委員長

現在の検索システムにおきまして、それぞれの図書であればそういうデータが出ていますので、ただ、あらずじだとかそういったところまではできませんけれども、いわゆる書名でありますとか著者名、出版社名、出版年月日、そういったところが出てまいります。

ほかに。

よろしいでしょうか。

報告事項

報告八 その他

木島委員長

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告八その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長

本日はございません。

木島委員長

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

---

閉 会

午後三時四十九分閉会

---

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。ご苦労さまでした。